

福島県における悪臭防止対策について

福島県では、「悪臭防止法」に基づいて、工場又は事業場の事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関する取り組みを行っています。

また、悪臭防止法に基づく規制地域以外の地域においては、県知事が悪臭の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県悪臭防止対策指針」を定めています。

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法における規制の方法は、悪臭の原因となる典型的な化学物質（特定悪臭物質）の濃度等により規制する方法と、物質を特定しないで人間の嗅覚を用いた測定法による基準（臭気指数）で規制する方法の2種類です。

県知事（市の区域内については市長）が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）を定め、その地域について、上記のいずれかの方法による規制基準を定めています。

【特定悪臭物質の規制】

(1) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

区域の区分 特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

※ A、B、Cの各区域の範囲は市町村により異なりますので、市役所もしくは町村役場へお問い合わせください。なお、町村部については、県でも問い合わせ可能です。

(2) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。

(3) 特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

【臭気指数の規制】

臭気指数による規制は、悪臭防止法に基づく規制地域の中でその自然的、社会的条件から、特定悪臭物質に係る規制基準では生活環境を十分に保全することができないと認められる区域がある場合に、特定悪臭物質に係る規制基準に代えて定めることができるものです。

現在、県内でこの規制に基づく規制地域が定められているのは、南相馬市及び伊達市（いずれも一部地域）です。参考に、両市で定められている規制地域の範囲や規制基準を紹介しますが、詳しいことは各市役所へお問い合わせください。

(1) 指定する規制地域

市町村名	規 制 地 域
南相馬市	鹿島区南海老の区域のうち、字北原、字西畑、字大森、字北町、字南町、字竹ノ内、字釜前、字福田、字竹ノ内前及び字中谷地の区域 鹿島区北海老の区域のうち、字大森の区域
伊達市	大字伏黒の区域（県道保原桑折線北側境界線以南及び阿武隈川南側境界線以北の区域を除く。） 保原町の区域のうち、字豊町及び字八幡町の区域、字柏町の区域（第1種住居地域を除く。）、字宮内町及び字小幡町の区域並びに字中瀬町の区域（市道清水町八幡町線西側境界線以東の区域を除く。）

(備考) この表において、「第1種住居地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

(2) 規制地域における規制基準

ア 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

(1)の表の規制地域ごとにそれぞれ次の表に定める大気の臭気指数（法第2条第2項に規定する臭気指数をいう。以下同じ。）を許容限度とする。

規 制 地 域	臭気指数
(1)の表 南相馬市の項に掲げる地域	13
(1)の表 伊達市の項に掲げる地域	15

イ 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

(2) のアの表の上欄に掲げる規制地域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる臭気指数を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令代39号）第6条の2に規定する方法により算出される臭気排出強度（法第4条第2項第2号に規定する臭気排出強度をいう。）又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

ウ 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

(2) のアの表の上欄に掲げる規制地域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる臭気指数を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に規定する方法により算出される排出水の臭気指数を許容限度とする。

2 福島県悪臭防止対策指針

福島県生活環境の保全等に関する条例第77条の規定に基づき、悪臭の防止に関して準拠すべき事項を示したものです。

適用地域は県内全域です。ただし、悪臭防止法第4条第2項に基づく臭気指数による規制地域と中核市（福島市、郡山市、いわき市）は除きます。

工場又は事業場の設置者が準拠すべき基準は臭気指数により定められており、設置者にはこの基準に沿った悪臭防止の対策を行うことが求められます。

設置者が準拠すべき基準は、下表のとおりです。

(単位：臭気指数)

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30m以上50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法第3条の規定により知事が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域並びに規制地域以外の地域であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域	10	28	30	33
第2種区域 規制地域のうちB区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 規制地域のうちC区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち工業地域及び工業専用地域	18	36	38	41

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。